

別表2（第3条関係）

対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 国県の研修機関及び専門教育機関が主催して行う2日以上研修事業を受講する場合	ア 研修受講料 イ 参加に要する旅費・宿泊費 ア及びイの合計は、5万円以上とする。	2 / 3	20万円
2 国県の研修機関及び専門教育機関から講師を招致して、市内で研修事業を主催する場合	ア 会場借上料 イ 講師謝礼金及び研修受講料等（講師の旅費・宿泊費含む） ウ 教材等費用 ア、イ及びウの合計は、5万円以上とする。	2 / 3	20万円

- (注) 1 補助対象者に対する補助金は、対象事業の区分1及び2を合算し、1会計年度あたり20万円を限度とする。
- 2 研修に伴う旅費・宿泊費は、市の規定による交通費及び宿泊費の範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる経費は補助対象外とする。
- (1) 福島県内における宿泊費
 - (2) レンタカー代、社用車及び研修参加者等の自家用車の燃料代、高速道路料金
 - (3) テキスト等の送料及び代引き手数料（送料は、研修主催側、受託側から事前に請求があった場合を除く。）
 - (4) 研修事業に付随して行われる懇親会、宴会費用
 - (5) 上記に掲げる補助対象外経費との内訳が不可分の補助対象経費
 - (6) その他、申請者の都合により発生する料金
- 3 対象事業において、次の場合は補助対象外とする。
- (1) 市の他の補助事業等の補助対象（各種団体に対する運営費補助金を含む。）とされている場合
 - (2) 実施内容の大半が事業に直接関係のない一般教養の向上、娯楽、スポーツ又はレクリエーションに類するもの
 - (3) 大会若しくは総会への出席が主たる目的又は内容のもの
 - (4) 受講料、講師謝礼金等の研修費用が発生せず、旅費・宿泊費等のみでの申請の場合。ただし、受講料、講師謝礼金等が発生する場合においても、前項5号に該当する場合、補助対象外とする。
 - (5) 交付決定前に事業着手（研修事業の申込み、受講料の支払等）したもの
 - (6) 当該年度に研修事業の申込みをし、事業開始日が翌年度になるもの。ただし、研修受講料等の支払を事業開始日が属する年度と同一年度に行った場合は、支払をもって事業着手とみなし、特例的に事業開始日の属する年度において補助対象とする。
- 4 次の収入等がある場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。
- (1) 参加者から参加料を徴収する場合
 - (2) 研修事業の一つとして対象事業の申請者及び参加者が講師等として登壇し、研修主催側、受託側からその報酬を受け取る場合